



うつのほろ

6

2007
(平成19年6月)

No.28

主な内容

- 4月1日から3歳までの児童手当が一律1万円になりました・・・2～3
- 結核定期住民検診を実施します・・・4～5
- 市のバランスシート（貸借対照表）・・・6～7
- 市・県民税の納税通知書を発送します・・・8
- 平成20年上野原市民カレンダー掲載作品募集・・・9
- 男女共同参画ニュース スマイルNO.12・・・9
- 資源ごみと粗大ごみの収集日が変わります・・・10
- 下水道のはなし・・・10
- 市役所各課直通電話番号をご活用ください・・・15

バレーボール春季大会



未来ある子どもたちのため

4月1日から3歳までの児童手当が

一律月額1万円になりました

若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図ることを目的に、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について倍増され、出生順位にかかわらず一律月額1万円の支給となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

《0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当》

	現行	改正
第1子・第2子	月額5,000円	月額10,000円(倍増)
第3子以降	月額10,000円	月額10,000円(現行どおり)
3歳以上は現行どおりです		
第1子、第2子	月額5,000円	
第3子以降	月額10,000円	
		施行日 平成19年4月1日 最初の支給月 平成19年6月

※今回の改正では、受給者が特段の継続を行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達日の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

児童手当制度の概要

《児童手当制度の目的》

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

《児童手当制度のしくみ》

○支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

○支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

○必要書類

①年金加入証明書または健康保険証の写し（申請者が厚生年金加入者の場合）

②児童手当所得証明書（手続きする年の1月1日に上野原市に住所がなかった場合）

○支給月額

・3歳未満 一律1万円
 ・3歳以上 第1子・第2子 5千円、第3子以降 1万円

○支払時期

児童手当は原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分ま

で支給されます。

○所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更される場合がありますので、詳しくは福祉課子育て支援担当（公務員の方は勤務先）までお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	
	自営業者 （国民年金加入者）	サラリーマン （厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

児童手当の「現況届」は6月中に提出してください

児童手当を受けている方は、6月29日（金）までに「現況届」を提出してください。

「現況届」は引き続いて手当を受けられるための大切な書類で、受給者の前年の所得の状況、児童の養育の状況を確認するために提出していただくものです。

この届を提出しないと、引き続いて受給できる資格があっても、6月分以降の手当の支給が受けられませんので、忘れずに提出してください。

●注意事項

・1月1日以後に上野原市に転入した方は、前住所地の市区町村役場発行の平成19年度（平成18年中）所得証明書（児童手当用）を添付してください。

注1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族で

あるときは44万円）を加算した額。

・厚生年金に加入している方は、「健康保険被保険者証の写し」または「年金加入証明書」を添付してください。

※「現況届」の用紙は、現在手当を受給している家庭に、6月分の支払通知書と一緒に郵送しています。



▲児童手当現況届の用紙

●問い合わせ
 福祉課
 子育て支援担当
 (☎62-3115)

結核定期住民検診を実施します

感染症法(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律)により、65歳以上の住民のみならず(平成19年度中に65歳に達する者を含む)を対象に、巡回検診(レントゲン撮影)を実施します。

結核は、今でも我が国最大の感染症となっております。その結核を根絶させるため、国民の一人ひとりが結核の正

しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努めることが国民の責務です。次の日程で行う「結核定期住民検診」を受け、結核の予防に心がけてください。対象となる方は、お近くの会場で必ず受診してください。

●対象者

昭和18年4月1日以前に生まれた上野原市民(住民登録のある方)

●対象とならない方

次に該当する方は、今回の住民検診の対象となりません。

①会社や施設などで、レントゲン検診を受けている方

②現在、結核で治療中の方およびその家族

●撮影時の注意事項

①ネックレス、コルセット、エレキパン等は身につけないでください。

②簡単に着替えができる服装で受診してください。

③貴重品は持参しないでください。

●その他

検査結果については、異常が認められた方のみ(1〜2か月後に)連絡します。

受診票等、特にお持ちいただくものはありません。



▲結核検診用X線装置



▶検診の様子

●問い合わせ

長寿健康課保健担当(☎62-4134)

平成19年度結核定期住民検診日程表

(敬称略)

月日	曜日	会 場	受付時間	月日	曜日	会 場	受付時間				
6月11日	(月)	初戸(橋本木材前)	9:10 ~ 9:20	6月15日	(金)	新田水防会館前	9:10 ~ 9:20				
		藤尾(蔵春院前)	9:30 ~ 9:40			鶴島東区(小俣庸宅前)	9:30 ~ 9:40				
		旧六藤分校	9:50 ~ 10:00			鶴島西区((有)東新前)	9:50 ~ 10:00				
		田和(橋本土建前)	10:10 ~ 10:20			田野入(大房商店横)	10:10 ~ 10:20				
		扁盃バス停横	10:30 ~ 10:40			新二(小佐野駐車場)	10:40 ~ 11:00				
		原区民会館前	10:50 ~ 11:20			本一共同パーキング	11:10 ~ 11:25				
		飯尾(桑原利行宅前)	11:30 ~ 11:40			鶴川(加藤照正宅前)	1:10 ~ 1:20				
		市役所西原出張所前	11:50 ~ 12:00			八米(桑原一正宅前)	1:30 ~ 1:50				
		日寄橋	1:10 ~ 1:20			大鶴小学校校庭	2:00 ~ 2:10				
		消防署桐原出張所	1:30 ~ 1:40			大倉(中村匡男宅前)	2:20 ~ 2:30				
		大垣外(第七部消防庫前)	1:50 ~ 2:00								
		市役所旧桐原支所入口	2:15 ~ 2:25								
		桐原小学校校庭	2:35 ~ 2:45								
		旧日原バス停前	2:50 ~ 3:00								
ふるさと長寿館前	3:10 ~ 3:20										
6月12日	(火)	山風呂(光電製作所前庭)	9:00 ~ 9:10	6月18日	(月)	芦垣公民館前	9:10 ~ 9:20				
		向風(正八幡宮前)	9:20 ~ 9:30			和見消防庫前	9:40 ~ 9:45				
		小伏(八幡神社下)	9:45 ~ 9:55			桑久保東区(志村英美宅前)	10:10 ~ 10:20				
		黒田(長田茂宅前)	10:05 ~ 10:15			甲東小学校校庭	10:30 ~ 10:40				
		井戸バス停前	10:25 ~ 10:35			中不老消防庫前	10:50 ~ 11:00				
		先祖・丸畑(山本季男宅前)	10:45 ~ 10:55			棚頭(中村一匡宅前)	11:10 ~ 11:20				
		奈須部公民館前庭	11:05 ~ 11:15			野田尻(落合商店前)	11:30 ~ 11:40				
		三生会病院前	11:30 ~ 11:50			保健センター(勤労青少年ホーム)	1:30 ~ 2:30				
		塚場(諸角正成宅前)	12:00 ~ 12:10								
		諏訪(臼井眞宅前)	12:20 ~ 12:30								
		公正屋しおつ店駐車場	1:40 ~ 2:10								
		保健センター(勤労青少年ホーム)	2:30 ~ 2:50								
		6月14日	(木)			八ツ沢老人福祉センター前	9:00 ~ 9:20	6月19日	(火)	無生野(藤本重則宅前)	9:00 ~ 9:10
						松留(公正屋本部前)	9:30 ~ 9:40			浜沢(浜松屋商店前)	9:15 ~ 9:25
JAクレイン巖支店前	9:50 ~ 10:00			原(原田廣秋宅前)	9:30 ~ 9:40						
JR四方津駅前	10:10 ~ 10:20			尾崎(山王屋商店前)	9:45 ~ 9:55						
川合(久島章司宅前)	10:50 ~ 11:00			寺下(火の見やぐら前)	10:00 ~ 10:10						
市役所巖出張所前	11:30 ~ 11:45			板崎(菊屋商店前)	10:15 ~ 10:25						
市役所大目出張所前	1:10 ~ 1:20			遠所(佐藤猛宅前)	10:30 ~ 10:40						
西大野(泉ホーム庭)	1:30 ~ 2:00			大地バス停前	10:45 ~ 10:55						
大目小学校校庭	2:10 ~ 2:20			栗谷(秋山ゴム工業前)	11:00 ~ 11:10						
犬目公民館前	2:30 ~ 2:40			中野(商工会前)	11:15 ~ 11:35						
萩野(志村延勝宅前)	2:50 ~ 3:00			神野バス停前	1:00 ~ 1:10						
大櫛(中村幸記宅前)	3:15 ~ 3:25			小和田バス停前	1:15 ~ 1:25						
日野(市川正末宅横)	3:35 ~ 3:45			古福志バス停前	1:30 ~ 1:40						
				桜井(小俣静工業前)	1:45 ~ 1:55						
		金山集会所前	2:05 ~ 2:10								
		富岡(三好屋商店前)	2:20 ~ 2:30								
		安寺沢(加藤久男宅前)	2:40 ~ 2:50								
		一古沢バス停前	3:00 ~ 3:10								
		(整理日)									
		保健センター(勤労青少年ホーム)	10:00 ~ 12:00								

※交通の状況等による多少の遅れについては、ご容赦いただきますようお願いいたします。

普通会計から見た市の

平成17年度バランスシート

資産総額 530億5671万7千円

市では、平成17年度決算で合併後上野原市として初めて1年間を通じた決算を行い、広報5月号で決算状況についてお知らせしました。

今回は、市民のみなさんに納めていただいた大切な税金等の使われ方を、違った視点からお知らせするために、民間企業などの経理で用いている発生主義・複式簿記に基づくバランスシート(貸借対照表)を平成18年3月31日現在で作成しました。

作成したバランスシートは、総務省の示した統一的な基準により作成しましたが、次のような条件があります。

●対象会計範囲 普通会計(一般会計、教育奨励資金特別会計および温泉事業特別会計)

●固定、流動区分 一年基準

●基礎数値 昭和44年度以降の旧秋山村、旧上野原町および上野原市を合算した地方財政状況調査(決算統計)、歳入歳出決算書等

●資産の評価方法 土地については、取得した当時の価格で評価し、それ以外の資産については、取得当時の建設費を基準に、総務省で示した耐用年数に基づいて算出された減価償却累計額を控除しています。

バランスシートで なにがわかるのか

総務省方式に示された分析指標をもとに見ることにします。

《社会資本形成の世代間負担比率①》

社会資本負担比率は、社会資本の整備の結果を示す有形固定資産のうち、正味資産によって整備されている比率です。この比率は、これまでの世代によってすでに納付された税金等によって社会資本が形成された割合を見る指標で、この比率が高いほど、後世代への負担が少ないといえます。

後世代による負担比率は、負債に注目することで将来返済しなければなら

ない分の割合を見ることができません。よって、社会資本形成の財源が正味資産によるものか、負債によるものか、その依存割合を見ることで世代間負担の指標となります。

※正味資産は、国・県支出金や一般財源等といったこれまでの世代の負担により形成された社会資本の額を示しています。

《予算額対資産比率・正味資産比率②》

予算額対資産比率は、歳入合計に対する資産の比率を計算することにより、資産形成に何年分の歳入が充当されたかを見る指標です。歳入合計については、平成17年度決算の数値を用いています。この比率は、年数が多いほどすでに社会資本整備が進んでいると考えられています。

また、予算額対正味資産比率は、これまでの世代による社会資本形成(正味資産)が何年分の歳入に相当するかがわかります。

《有形固定資産の行政目的別内訳・構成比③》

有形固定資産の行政目的割合を見ることにより、これまでの市の社会資本形成がどこに重点をおいていたのかわかります。

当市の場合、教育費および土木費に対して、重点的に資産形成を行ってきたため、有形固定資産に占める割合が高いものとなっています。

有形固定資産の行政目的別内訳・構成比
③ [単位：千円]

行政目的	17年度末	構成比
教育費	15,583,288	38.1%
土木費	11,856,772	29.0%
総務費	6,659,080	16.3%
農林水産業費	3,155,063	7.7%
衛生費	2,447,337	6.0%
その他	1,197,615	2.9%
合計	40,899,155	100.0%

予算額対資産比率・正味資産比率
② [単位：千円]

項目	17年度末
歳入合計 a	12,823,977
資産合計 b	53,056,717
正味資産合計 c	32,767,276
予算額対資産比率 b/a	4.14年
予算額対正味資産比率c/a	2.56年

社会資本形成の世代間負担比率
① [単位：千円]

項目	17年度末
有形固定資産合計 a	40,899,155
正味資産合計 b	32,767,276
負債合計 c	20,289,441
社会資本負担比率 b/a	80.1%
後世代による負担比率c/a	49.6%

上野原市のバランスシート

(平成18年3月31日現在)

(カッコ内は市民一人あたりの額です。単位：千円)

借 方			貸 方		
〔資産の部〕			〔負債の部〕		
1 有形固定資産			1 固定負債		
(1) 総務費	6,659,080	(235)	(1) 地方債	16,060,845	(568)
(2) 民生費	401,505	(14)	(2) 債務負担行為		
(3) 衛生費	2,447,337	(86)	① 物件の購入等	0	(0)
(4) 労働費	44,049	(2)	② 債務保証又は 損失補償	0	(0)
(5) 農林水産業費	3,155,063	(112)	債務負担行為計	0	(0)
(6) 商工費	91,998	(3)	(3) 退職給与引当金	2,659,558	(94)
(7) 土木費	11,856,772	(419)	固定負債合計	18,720,403	(662)
(8) 消防費	506,856	(18)	2 流動負債		
(9) 教育費	15,583,288	(551)	(1) 翌年度償還予定額	1,569,038	(55)
(10) その他	153,207	(5)	(2) 翌年度繰上充用金	0	(0)
計	40,899,155	(1,446)	流動負債合計	1,569,038	(55)
(うち土地)	6,298,187	(223)	負債合計	20,289,441	(717)
有形固定資産合計	40,899,155	(1,446)			
2 投資等			〔正味資産の部〕		
(1) 投資及び出資金	5,205,876	(184)	1 国庫支出金	5,423,148	(192)
(2) 貸付金	6,170	(0)	2 都道府県支出金	7,544,791	(267)
(3) 基金			3 一般財源等	19,799,337	(700)
① 特定目的基金	2,560,674	(91)	正味資産合計	32,767,276	(1,158)
② 土地開発基金	559,220	(20)			
③ 定額運用基金	0	(0)			
基金計	3,119,894	(110)			
(4) 退職手当組合積立金	1,032,623	(36)			
投資等合計	9,364,563	(331)			
3 流動資産					
(1) 現金・預金					
① 財政調整基金	840,975	(30)			
② 減債基金	965,909	(34)			
③ 歳計現金	617,074	(22)			
現金・預金計	2,423,958	(86)			
(2) 未収金					
① 地方税	359,434	(13)			
② その他	9,607	(0)			
未収金計	369,041	(13)			
流動資産合計	2,792,999	(99)			
資産合計	53,056,717	(1,875)	負債・正味資産合計	53,056,717	(1,875)

※債務負担行為に係る補償費

① 物件の購入等に係るもの	0千円
② 債務保証及び損失補償に係るもの	0千円
③ 利子補給等に係るもの	0千円

※市民一人あたりの額は、平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口28,293人で計算しています。

●問い合わせ
企画課財政担当(☎62-3118)

市・県民税の

納税通知書を発送します

平成19年度市・県民税（普通徴収分）の納税通知書を、6月18日（月）に発送します。特別徴収分につきましては、5月10日（木）に勤務先へお送りしました。

期別	納期限
第1期・全期	平成19年7月2日
第2期	平成19年8月31日
第3期	平成19年10月31日
第4期	平成20年1月31日

口座振替を申し込まれている方は、各納期限日に口座より引き落としとなりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

平成19年度の市・県民税の主な改正点についてお知らせします

広報うえのはら11月号および2月号でお知らせしましたが、平成19年度から、市・県民税が税源移譲等の税制改正により大きく変更となります。

主な改正内容

市・県民税の税率が

一律10%に変更になります

「三位一体の改革」により、国から地方へ3兆円規模の税源移譲が行われます。これに伴い、市・県民税所得割の税率（総合課税分）が、課税所得金額にかかわらず一律10%（市民税6%・県民税4%）になります（従来は、課税所得金額に応じ、3段階の累進税率となっていました）。この税率の変更により、多くの納税者の市・県民税額が増額となります。

なお、この改正は、国から地方への税源移譲が目的であるため、所得税に

おいても現行の4段階の税率から6段階の税率に変更となり、基本的には市・県民税と所得税を合わせた全体の納税額が変わらないように、税率が調整されます。ただし、市・県民税と所得税では、対象となる所得のあった年の捉え方によりますのでご注意ください。

税源移譲



定率減税が廃止されます

平成11年に景気対策のための税負担の軽減措置として導入された定率減税が、平成19年度から廃止されます（平成18年度は所得割の7・5%、上限2万円を減税）。この改正による分は税額が増額となります。

非課税措置廃止に伴う

経過措置が変更となります

平成17年1月1日現在で、65歳以上の方（昭和15年1月1日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで市・県民税が非課税となっていました。しか

し、この制度が平成18年度から廃止となり、これに伴う急激な税負担を緩和するため経過措置が設けられています。平成19年度は市民税・県民税の所得割の1/3を減額、均等割は市民税を2千円、県民税を600円に減額します。

※これらの税制改正に伴い、今年度は多くの納税者の市・県民税額が大幅に増額となること予想されます。納税には事前に準備していただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

●問い合わせ 税務課課税担当 ☎62-3113

平日に納付が困難な方へ

市では、平日の金融機関等の営業時間に納付が困難な方のために『市税等収納・納税相談窓口』を開設しています。

●開設日 7月1日（日）午前9時から正午まで

（7月以降の開設日は「くらしのガイド」相談日欄に毎月掲載します。）

●問い合わせ 税務課収納担当 ☎62-3113

平成20年上野原市民カレンダー掲載作品募集

市では、平成20年上野原市民カレンダーの掲載作品を次の要領で募集します。

●募集作品 上野原市内の四季、自然、景勝地、祭、行事等の写真または絵画

●応募規定

- ・作品は、カラーで、未発表のものに限ります。
- ・写真は6つ切り横サイズまたは4つ切り横サイズ(ワイドサイズ可)、絵画はB4横サイズとします。
- ・デジタルカメラ撮影作品可(ただし、画像加工した作品は不可)とします。
- ・個人を特定できる写真を応募する場合は、肖像権等に配慮してください。
- ・応募点数は1応募者につき5点までとします。

※採用作品の権利は、上野原市に属し、採用作品は、返却しません。

※応募作品は、市役所で審査のうえ、採用作品は平成20年上野原市民カレンダーに掲載します。(市のホームページにも掲載します。)なお、応募された方全員に記念品を差し上げます。

●応募方法

応募用紙に必要事項を記入して、企画課秘書広報担当まで郵送または、直接持参してください。
※応募用紙は、市のホームページの市からのお知らせからダウンロードできます。

<http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>

●応募期間

8月1日(水)～9月14日(金)

●応募・問い合わせ

担当(☎62-3118) 企画課秘書広報



▲平成19年上野原市民カレンダー

男女共同参画ニュース スマイル NO.12

職場部会は、「仕事と家庭が両立できるように働きやすい職場環境づくり」をめざしています。

働きやすい職場環境をつくるために

- [1] 仕事を持つ夫婦が育児や家庭的責任が果たせるように、育児環境の整備や仕事と家庭が両立できる支援体制をめざしましょう。
- [2] 職場内における制度や待遇面など、正社員とパート・アルバイトとの間での格差現象など、働く条件の格差を是正していきましょう。
- [3] 職場内で待遇面や報酬面など不利にならないように、法律や制度に関する知識を身につけましょう。自らも積極的に職業能力を高め、性差別をされない職場づくりに貢献していきましょう。

そこで、職場部会は、

働く人の育児環境整備などは、国の法整備が大きく変化してきているものの、①知らない、②適用されていないなど、まず、「知ること」「知る機会をつくるこ

と」から始めていくことにしました。

ミニセミナーを開きます。

- (1) 介護・育児休業法などの法律は、どこまで進んでいるのでしょうか。
- (2) それらは、私たちの職場でも適用されているのでしょうか。
- (3) どの職場でも適用されるのでしょうか。

このようなことを話し合いながら、当たり前のことの実現をめざして進めていきたいとミニセミナーを計画しました。

仕事と家庭の両立で頑張っているみなさん、決して女性だけの問題ではありませんよね。ご夫婦での参加や現在その壁にあたっている方、会社の幹部の方々などの参加をお待ちしています。

- 日時 6月30日(土) 午後1時30分～3時30分
 - 場所 もみじホール3階会議室
 - 講師 井上綾子さん
- ※気軽にご参加ください。

(上野原市男女共同参画推進委員会)

●問い合わせ 総務課行政防災担当(☎62-3117)



**資源ごみと粗大ごみの
収集日が変わります。**

資源ごみの回収率の向上と不燃性粗大ごみの排出の利便性を高めるために、7月からそれぞれの収集日を月2回とします。

これに伴って収集日を次のとおり変更しますので、ご理解とご協力をお願いします。7月以降は市民カレンダーに掲載された日とは異なりますので、ご注意ください。

《資源ごみ収集日》

●大目地区、荻野

第1・3金曜日

●甲東地区(荻野を除く)、大鶴地区(小倉を除く)、仲山・大柵、大向

第1・3木曜日

第1・3土曜日

●巖地区(コモアしおつ、仲山・大柵を除く)

第1・第3木曜日

第1・3土曜日

●コモアしおつ
第1・3土曜日

●島田地区

第2・4金曜日

●諏訪、塚場、新町

第2・4土曜日

●本町、原、新田倉(大向を除く)

第2・4土曜日

●田町、羽佐間、小沢、西原、新井、八米、山風呂、向風、小倉

第2・4土曜日

●奈須部、先祖・丸畑、桐原地区(沢渡を除く)

第2・4木曜日

●西原地区、沢渡

第2・4木曜日

●秋山地区

第1・3水曜日

●第2、4水曜日

島田地区、上野原地区(奈須部、先祖・丸畑を除く)、小倉

●第1、3水曜日

大目地区、甲東地区、巖地区、大鶴地区(小倉を除く)、奈須部、先祖・丸畑、桐原地区、西原地区、秋山地区

《粗大ごみ収集日》

※資源ごみを出すときは次の点に留意してください。

・資源ごみは、燃えるごみの日には出さないでください。

・新聞、雑誌、段ボール等それぞれの品目に分けて束ねてお出してください。

・雨天の場合は次の収集日に出してください。

・チラシ、パンフレット、コピー用紙等は、別に束ねてお出してください

・油紙・カーボン紙・窓付き封筒・感熱紙・フィルム等

は、燃えるごみで出してください

絶対に異物(燃えるごみ、プラスチック等)を混入しないでください。

事業活動によって生じた資源ごみは収集できませんので、事業者の責任において処理をお願いします。

※粗大ごみをクリーンセンターへ直接持ち込むことができな

い場合は、収集日の前営業日の午前中までにクリーンセンターへ電話予約を

してください。

処分手数料は、予約収集の場合

は10kgあたり410円、直接持ち込みの場合は10kgあたり360円です。

●問い合わせ クリーンセンター(☎63-5353)

下水道のはなし

《下水道使用料について》

公共下水道に接続すると、下水道使用開始日から下水道使用料がかかります。

●使用料金の支払い方法

下水道使用料のお支払い方法は、2か月に一度、口座振替または納入通知書でお支払いいただきます。

なお、口座振替の場合は偶数月の26日(川合地区は奇数月)が引き落とし日となります。

●使用料金の算定方法

下水道使用料は、2か月ごとの水道検針日における水道使用量により、下の「表1」の基本料金と超過料金を加えた金額をいいます。

また、井戸を使用している方は、井戸に計量用のメーターを設置していただき、使用水量を認定します。



市HPには早見表があるよ!!



●問い合わせ 下水道課庶務担当(☎62-3145)

下水道使用料(2か月) 50㎡使用の場合

基本料金	=3,150円
40㎡×57.75円	=2,310円
10㎡×136.5円	=1,365円
合計	6,825円

◀下水道使用料(例)

「表1」下水道使用料(2か月あたり)税込み

基本料金	超過料金 (1㎡につき)	
	汚水量	料金
3,150円	1㎡を超え40㎡まで	57.75円
	40㎡を超え160㎡まで	136.5円
	160㎡を超え400㎡まで	241.5円
	400㎡を超えるもの	346.5円

保健だより 6月



問い合わせ
保健担当
電話 62-4134

★母子健康手帳交付・妊婦相談日

- ◎日 時 毎週火・木曜日
午前9：00～11：00
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
- ※7月5日（木）は中止になります。

★乳幼児健診（6/1～7/10までの予定）

	実施日	該当児	持 ち 物
3～4 か月児	6月22日 （金）	平成19年 2月・3月 上旬生	母子健康手帳 バスタオル・問診票
9～10 か月児	7月4日 （水）	平成18年 8月下旬・ 9月生	母子健康手帳 バスタオル・問診票
3 歳 児	6月20日 （水）	平成16年 2月下旬・ 3月生	母子健康手帳・菌ブラン コップ・問診票・早朝尿

- ◎受付時間 午後1：00～1：20
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
- ※該当児にはお知らせを郵送します。

★春期小児まひ（ポリオ）予防接種

- ◎対 象 児 接種日に3か月～7歳5か月の乳幼児

対 象	実施日
1回目および2回目を接種する人	6月 5日（火）

- ※1回目と2回目の接種間隔が長期間あいても、必ず2回接種してください。
- ◎場 所 保健センター（勤労青少年ホーム）
- ◎受付時間 午後1：15～1：40
- ◎持 ち 物 母子健康手帳、予診票、ボールペン
- ※予約の必要はありません。

★乳幼児すこやか発達相談

「子どものことばが遅い」、「子どものくせが気になる」、「こどもがすぐかんしゃくをおこして大変」、「お友だちと上手に遊べない」などの悩みごとの相談を行っています。

- ◎日 時 6月25日（月）予約制になります。
- ◎スタッフ 小児神経医師・心理相談員・保健師
- ◎対 象 市内在住の0歳～就学前までのお子さん
と保護者
- ※電話でお申し込みください。

★1日人間ドック

- ◎対 象 者 市に住民登録のある35歳以上の方
（H19・4・1～H20・3・31までに35歳になる方も含む）
- ◎検 診 料 自己負担金 10,700円（昼食代含む・
オプション検査は別途）
婦人科を受診される方は12,400円（子
宮がん1,000円・乳がん700円）

実施機関	問い合わせ・申込み	送迎
クアハウス石和（笛吹市）	055-263-7071	一部あり
山梨県厚生連健康管理 センター（甲府市）	0120-28-5592	一部あり
仁会和総合病院健診 センター（八王子市）	042-644-3721	なし

※オプション検査・料金・実施日など、詳細は各施設へお問い合わせください。

※1日人間ドックと市で実施している各種集団検診は、同年度中に重複して受診することができません。重複した場合は、1日人間ドックの費用を全額実費負担することになりますので、ご注意ください。不明な点は保健担当までお問い合わせください。

★すこやか健康相談（6/1～7/10までの予定）

実施日	場 所	時 間
6月 8日（金）	保健センター	午前 9：00～10：00 糖尿病が気になる方 （要予約） 午前10：00～11：00 一般健康相談

- ◎対 象 者 市に住民登録のある方で、糖尿病が
気になる方、健康相談を希望の方
- ◎内 容 血圧測定、血糖値測定、尿検査、体
重測定、体脂肪測定等
- ◎持 ち 物 健康手帳（持っていない方には当日交
付します。）、筆記用具
- ◎注 意 血糖値検査では空腹時の血糖を測定
しますので、当日の朝食はなるべく
食べないようにしてください。（湯茶
は可）
- ※保健センターでの糖尿病が気になる方の健康相
談を希望される方は、電話等で前日までにご連
絡ください。

★歯周疾患検診

- ◎対 象 者 生活習慣病予防健診で歯周疾患検診
を希望された方
- ◎場 所 市内の指定歯科医院
- ◎検 診 料 800円

★献血にご協力を

- ◎日 時 6月12日（火）午前10：00～正午
- ◎場 所 市役所秋山支所前
- ◎内 容 200ml、400ml、成分献血



地球温暖化防止の取り組み

上野原市役所では、地球温暖化防止の取り組みとして、6月1日から9月30日までの間、冷房の使用を極力抑えます。そのため、職員はネクタイを着用しないで執務を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

「海の家」を開設 6月20日に受付

市では、「上野原市海の家」を次のとおり開設します。

- 開設場所 静岡県沼津市戸田御浜海水浴場 民宿「いりえ」
- 開設期間 7月25日（水）～8月4日（土）の11日間
- 利用資格 市内在住・在勤

者

- 利用料 4名まで無料（食事代等は利用者負担となります。）
- 受付日時 6月20日（水）午後1時30分～2時
- 受付場所 もみじホール2階会議室2

※希望者は印鑑を持参し、本人または家族の方がお申し込みください。

なお、1日2組計22組を超えた場合は、午後2時から抽選を行います。

- 問い合わせ 経済課産業振興担当（☎62-3119）

障害を持つ当事者や家族の方へ

東部圏域ネットワーク会議では、地域で生活する障害者（身体・知的・精神）や家族の方が集まって日頃の悩みや情報交換、福祉の充実を図ることを目的に、東部圏域ネットワーク会議上野原部会を開催します。

- 日時 6月20日（水）午前10時～正午
- 場所 もみじホール3階会議室
- 問い合わせ 東部圏域ネットワーク会議事務局ドロー

△宝小林（☎23-0460）

日本語教室を開催しています

市教育委員会では、毎月2回、外国人を対象に日本語教室を開催しています。家族や地域で日本語が話せずに困っている外国人がいましたら、ぜひ、声をかけて参加してください。

- 日時 6月6日（水）・20日（水）午前10時～正午
- 場所 もみじホール2階会議室2
- 申込み・問い合わせ 社会教育課社会教育担当（☎62-3409）

6月の「子育てプレイ ルーム」のお知らせ

子育て支援担当では、もみじホールの一室を「子育てプレイルーム」として開放しています。親子が安心して遊べる場所、情報交換の場所としてご利用ください。

- 日時 6月13日（水）・27日（水）午前9時～正午
- 利用方法 希望者はあらかじめお申し込みください。なお、一度申し込みをされ

た方は、再度申し込む必要はありません。

- 申込み・問い合わせ 福祉課子育て支援担当（☎62-3115）

「きこえ」と「ことば」の相談会のお知らせ

山梨県立ろう学校では、夏休み子どもの「きこえ」と「ことば」の相談会を次のとおり開催します。

お子さんの「きこえ」「ことば」について少しでも不安のある方は、この機会にご相談ください。専門の教員が相談に応じます。

来校されることが難しい方は、電話やメールでの相談も受け付けています。

※完全個別予約制で秘密は厳守され、ろう学校入学とは関係ありません。

- 日時 7月16日（祝）～19日（木）午前9時～午後5時
- 場所 山梨県立ろう学校（山梨市大野1009）
- 対象児 0歳児から受け付けます。
- 相談内容
 - ①お子さんの「きこえ」と「ことば」に関する悩み相談
 - ②「きこえ」と「ことば」に不安

のあるお子さんへのかかわり方のアドバイス

- ③聴力測定
- ④補聴器相談
- 費用 無料

●申込み方法 7月13日（金）までに電話またはFAXで日時を予約してください。

- 申込み・問い合わせ 山梨県立ろう学校「きこえ」とことばの相談支援センター
中込・金子（☎0553-221378・☎0553-2216419）アドレス sodan@rogako.kai.ed.jp

第3回上野原市中学生卓球大会を実施します

市卓球連盟では、第3回上野原市中学生卓球大会を実施します。

- 日時 6月9日（土）午前8時30分～
- 会場 上野原中学校屋内運動場
- 参加資格 上野原市・大月市に在学・在住の中学生
- 参加費 300円（当日徴収します。）
- 競技種目 学年別個人戦
- 問い合わせ 上野原市上野原1303（☎63-0152）市卓球連盟澤井みよ子

春の叙勲



瑞宝双光章 山田勇さん

巖地区にお住まいの山田勇さんは、昭和23年外務省に入省以来、ユーゴスラビアやアメリカ、スリナムなどで外交官として活躍した功績が認められ、瑞宝双光章を受章されました。
受章にあたり、「多くの方からお祝いの言葉をいただき、改めて受章の重みを認識しています。」と話していました。

不動産無料相談会を開催します

社団法人全日本不動産協会 山梨県本部では、次のとおり不動産無料相談会を開催します。

- 日時 6月26日(火)午後1時～4時
- 場所 上野原市役所1階会議室B(福祉課隣り)
- 内容 ○不動産に関する法律・税金(相続税・贈与税)相談 ○住宅等建築相談

- 定員 6組(1組30分程度)
- 申込方法 予約制となりますので、事前に電話でお申

し込みください。

- 申込期間 6月18日(月)～22日(金)午前9時～午後5時
- 申込み・問い合わせ 生活環境課生活環境担当(☎62-3114)

やまびこ支援学校からお知らせ

県立やまびこ支援学校では、地域の障害のある子どもたちを対象とした特別支援教育セミナーを行います。

- 対象 学区内の幼児・児童・生徒
- 場所 県立やまびこ支援学

校(大月市富浜町宮谷1947)

- 日時 8月6日(月)午前9時～正午

《事例研究会》

- 日時 8月9日(木)午前9時～正午

《教材製作講習会》

- 日時 8月10日(金)午前9時～午後3時

- 申込み・問い合わせ 県立やまびこ支援学校支援指導部(☎23-1943)

無料で包丁研ぎを行います

山梨県建設組合連合会上野原支部では、「住宅デー」の住民サービスの一環として、次のとおり無料で包丁研ぎを行います。なお、当日はチャリテイ募金も行います。

- 日時 6月24日(日)
- 場所 牛倉神社境内、市役所センタープラザ
- 受付 午前9時～正午
- ※包丁は、1人1丁とします。
- 問い合わせ 土屋正(☎62-4405)

訂正とお詫び

5月号の広報の中に折り込みしました、上野原市「緑の基本計画」の基本計画図中で、用途地域の居住商業系と工業系の判別について誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

正 青枿 用途地域(工業系)
赤枿 用途地域(居住商業系)
誤 八ツ沢地区の国道20号
正 松留地区の国道20号

6月の相談日

区分	日時	場所
児童巡回相談	14日(要予約 ☎62-3115) 午前10:30～午後3:00	もみじホール3階和室
ボランティア児童生徒指導相談	毎週金曜日 午後1:30～午後5:00	市老人福祉センター 63-3444
ふれあい福祉相談	毎週月・木曜日 午前10:00～午後3:00	市老人福祉センター ☎63-3444
特設人権相談	1日 午前10:00～正午	もみじホール3階会議室7
市税収納・納税相談	7月1日 午前9:00～正午	市役所1階 税務課カウンター
行政相談所	18日 午前10:00～午後3:00	市役所会議室A 秋山公民館
ハローワーク出張相談	19日 午前10:00～午後3:00	もみじホール1階会議室1
社会保険相談所	7日 午前9:30～午後4:00	市商工会
結婚相談所	毎週日曜日 午前10:00～午後3:00	織物工業協同組合
学校カウンセラー教育相談	毎週月曜日～木曜日 午前9:00～午後4:00	もみじホール相談室 ☎63-5700 ☎0120-28-7830

光化学スモッグに 注意しましょう

《光化学スモッグとは》

自動車の排出ガスや工場のばい煙には、炭化水素や窒素酸化物が含まれています。

これらの物質は、大気中で太陽の強い紫外線を受け、光化学反応と呼ばれる現象を起こします。その時できた「光化学オキシダント」などが、特殊な気象現象になったとき、白いモヤがかかったようになります。この状態を『光化学スモッグ』と呼びます。

《光化学 オキシダントの影響》

主として、目が痛い、涙が出る、せきが出る、のどが痛いといった粘膜刺激症状、人の呼吸への影響、天然ゴムのひび割れ、などがあげられます。

《光化学スモッグ 注意情報の発令》

毎年山梨県においては、光化学スモッグについて発生状況の情報を防災無線でお知らせしています。

《発令があった時は》

なるべく屋外には出ないでください。
屋外での過激な運動は避けてください。

●光化学スモッグQ&A

Q 光化学スモッグは、いつごろから出ますか？

A 光化学スモッグは、光化学オキシダントという物質が大気中で高濃度となり、空に白いモヤがかかったような状態になる大気汚染現象をいいます。

この現象には、気象(天気)が大きく影響し、一般的には日差しが強く、風が弱い日に発生しやすく、山梨県ではこれまで4月中旬から9月上旬にかけて発生しています。

Q 上野原市の地域の中でどの地域が一番濃度が高いですか？

A 上野原市内には1台の測定器が市役所にあり、光化学オキシダントの測定を24時間行っています。この測定器1台で西原地区・秋山地区を除く市内のすべての地域を対象に測定しているため、市の中でどの地域の濃度が高いとか低いとかはいえません。

※上野原市においては、光化学スモッグ注意報が発令された場合は、防災行政無線で注意を促しています。

●問い合わせ 生活環境課 生活環境担当 ☎62-3114

市民プールからお知らせ

市民プールでは、子ども用プールの営業を7月1日(日)から8月31日(金)まで実施します。

なお、学校週5日制に伴う、土曜日子ども用プールの無料開放は、子ども用プール営業期間中の土曜日に例年どおり実施します。

※無料開放については、利用者が多く事故等の危険性がある場合、入場を制限したり、お断りしたりすることがありますのでご了承願います。

また、利用にあたっては、水泳キャップの着用、小学校2年生以下の方については、大人の付き添いが必要になります。

《無料開放予定月日》

7月7日、14日、21日、28日、8月4日、11日、18日、25日 計8日間

●問い合わせ 上野原スポーツプラザ市民プール ☎63-6070

はかりの定期検査

計量法の規定により、はかりの定期検査を次の日程で行います。

検査を受けないはかりを取引や証明に使用すると、50万円以下の罰金に処せられることがありますが、検査は必ず受けてください。

実施日	検査時間	場所
6月25日(月)	午前10:30~正午	市役所巖出張所
	午後1:30~午後3:00	市役所島田出張所
6月29日(金)	午前10:30~正午	J Aクレイン欄原支店
	午後1:30~午後3:00	市役所西原出張所
7月2日(月)	午前10:30~正午	市役所甲東出張所
	午後1:30~午後3:00	市役所大目出張所
7月9日(月)	午前10:30~午後3:00	上野原市商工会館
7月10日(火)	午前10:30~午後3:00	市役所玄関前

●問い合わせ 経済産業振興担当 ☎62-3119

小型ガス瞬間湯沸器を使用されているみなさんへ

必ず換気をして、一酸化炭素中毒による死亡事故を防ぎましょう。

■最近、換気不良により、小型ガス瞬間湯沸器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。

■物が燃えるには、新鮮な空気が必要です。十分な換気をしなければ、空気が不足し、一酸化炭素が発生します。

■閉め切った4畳半で小型ガス瞬間湯沸器を燃焼すると、約20分で致死量の一酸化炭素が部屋に充満することもあります。

■一酸化炭素は無色無臭です。頭痛や吐き気で異変に気づいた時には、手足がしびれて動けず、手遅れになって死に至る場合もあります。

■必ず換気をしてください。経済産業省からお願いです。

●問い合わせ 生活環境課 生活環境担当 ☎62-3114

**確認申請手数料が
変わります**

耐震偽装事件の再発を防止し、住宅や建築物の安全・安心の確保のため、次に示す一定の高さ以上の建築物の新築や増築等については、構造計算の適合性に係る判定が新たに義務づけられました。

このため、6月20日以降に受け付けを行うものは、建築物の確認申請手数料に、次表の構造計算の審査に必要な判定費用が追加されます。

- ・木造・高さ13m超または軒の高さ9m超
- ・鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造…高さ20m超
- ・鉄骨造…4階建て以上等

**市役所各課直通電話
番号をご活用ください**

市では、代表電話の他に各課直通の電話を設置しています。

各課にご用のときは、直通電話番号をご利用ください。

市役所直通電話番号表

課名	電話番号
代表	62-3111
総務課	62-3117
企画課	62-3118
秋山支所	56-2111
税務課	62-3113
市民課	62-3112
※大目出張所	66-2002
※甲東出張所	66-2005
※巖出張所	62-4105
※大鶴出張所	62-4104
※島田出張所	62-4103
※桐原出張所	67-2002
※西原出張所	68-2002
※国保直営診療所	56-2014
生活環境課	62-3114
※クリーンセンター	63-1273
福祉課	62-3115
長寿健康課	62-4133
※保健センター	62-4134
病院対策課	62-3136
経済課	62-3119
建設課	62-3123
下水道課	62-3145
会計課	62-3116
議会事務局	62-3344
学校教育課	62-3408
社会教育課	62-3409
※市立図書館	63-5241
※自然の里	67-2333
市立病院	62-5121
消防署	62-4111
※桐原出張所	67-2119
※秋山出張所	56-2310

	金額	
	(認定プログラム以外) 法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をする場合	(認定プログラムによるもの) 法第20条第2号イまたは第3号イの構造計算が同条第2号イまたは第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をする場合
床面積の合計		
1,000㎡以内のもの	一の構造計算につき 173,000円	一の構造計算につき 124,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	一の構造計算につき 227,000円	一の構造計算につき 151,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	一の構造計算につき 259,000円	一の構造計算につき 165,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	一の構造計算につき 340,000円	一の構造計算につき 206,000円
50,000㎡を超えるもの	一の構造計算につき 616,000円	一の構造計算につき 342,000円

**新鮮野菜朝市を
開催します**

近年、食の安全・安心に対する関心は非常に高まり、生産者の顔が見える地場農林産物等への期待も高まっています。

※構造計算適合性判定を要する建築物の構造計算ごとの床面積の合計に応じ金額を算定します。なお、複数の構造計算適合性判定を要する構造計算がある場合においては、それぞれの金額を加算します。

●問い合わせ 県建築指導課
(☎055-223-1173)
5)または富士・東部建設事務所(☎22-7817)

今年も昨年と同様に、市内の生産者グループが結束して、市民のみなさんに食べていただきたいとの期待を込めて、「新鮮野菜朝市」を開催します。

●日時 6月9日(土)から毎週土曜日 午前8時～(売り切れ次第閉店になる場合があります。)

※6月中の開催日 9日・16日・23日・30日

●主催 上野原市新鮮野菜生産者の会

※市では、農地が有効に使われるよう「地産地消」を推進しています。

●問い合わせ 経済課産業振興担当(☎62-3119)

帝京科学大学公開講座

帝京科学大学では、次のとおりアニマルサイエンス学科の授業「アニマルサイエンストピックス」を公開講座として開催します。

回	開催日	時間	演題	講師
1	6月19日 (火)	11:20 ～ 12:50	地域、教育、福祉をつなぐ馬とのふれあい（仮）	鈴木 庸裕先生（福島大学大学院教育学研究科臨床心理専攻教育福祉臨床領域教授）
2	6月26日 (火)		類人猿研究：フィールド・ワークと実験室	伊谷 原一先生 (林原類人猿研究センター所長)
3	7月3日 (火)	17:00～ 18:30	小学校における犬を用いた動物介在教育の試み	吉田 太郎先生 (立教女学院小学校)
4	7月12日 (木)		野生動物を守るとはどのようなことか？	羽山 伸一先生 (日本獣医生命科学大学准教授)

お好きな回をどなたでも受講いただけます。なお、この講座は、「キャンパスネットやまなし」の連携講座です。

- 受講料 無料
- 定員 各回30名(定員になり次第締め切ります。)
- 場所 帝京科学大学本館棟
- 申込み方法

- 6月4日(月)より電話受付開始
- なお、受付時間は、平日の午前9時30分から午後5時までとなります。
- 申込み・問い合わせ 帝京科学大学総務課(☎63-6911)

上野原警察署からお知らせ

《オレオレ詐欺発生状況》

オレオレ詐欺の被害は1回につき百数十万円と高額にもなります。一度お金を振り込むと、さらにお金を請求されて被害が大きくなります

《なぜ被害に》

遭うのでしょいか》

それは、家族が困っている様子を伝えられると、脳の中の扁桃体が働き、危険を察知して不安と恐怖を感じてしま

うからです。

犯人は、考えるスキを与えずに、時間がないとせかしてきます。「本当かも」と思った瞬間から不安にかられ、悪い方へ悪い方へと考えてしまい、お金を振り込むことでホッとします。

《被害に遭わないためには》

- ・まずは落ち着いて、「携帯電話の番号が変わった」と言われても相手の話を疑ってください。
- ・振り込む前に家族や警察に相談してください。
- ・すぐにお金を振り込まないでください。
- ・一人で振り込まないでください。
- ・困った時には、迷わず110番。

《最新の手法は？》

- ・携帯電話の番号が変わったと事前に電話してくる。
- ・振込先口座に郵便局を指定する。
- ・警察官、弁護士、教育委員会、被害者などを名乗った劇場型が多い。
- ・会社の金を使い込んだ、株の取引で失敗したと口実を言う。

- 問い合わせ 上野原警察署

「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」を開設しています

「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」は、市長が地域の身近な課題や市民のみなさんの提言等を直接お伺いし、お答えしていきます。

市民のみなさんの多くのご意見・ご提言をお待ちしていますので、どうぞお気軽にご来庁ください。

- 日 時 毎月1回、午前9時から11時までの2時間を目安に実施します。
- 方 法 お一人または1組（5人程度）を対象として、対話時間はおおむね20分とします。
- 場 所 上野原市役所市長室
- 申込み・問い合わせ 上野原市役所総務部企画課秘書広報担当
☎62-3118 ☎62-5333
E-mail: kikaku@city.uenohara.lg.jp

6月の「市民のみなさんと市長との直接対話窓口」は、6月29日(金)午前9時から11時です。

市職員の人事異動

(☎63-0110)

併任

（順不同、（ ）内は旧所属）

▼税務課副主幹(山梨県総合県税事務所)河野 彰

▼税務課副主査(山梨県総合県税事務所)中嶋正樹

▼税務課主任(山梨県総合県税事務所)島田輝之

5月1日付けで、市職員の人事異動を行いました。内容は次のとおりです。

国民年金加入のみまざまへ

《国民年金保険料免除・納付猶予申請について》

経済的な理由等で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、前年の所得が基準以下であれば、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、この制度を活用し申請の手続

きをお願いします。

平成19年度分の申請は7月から受け付けます。免除制度は4段階で、「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」があります。希望される方は、忘れずに手続きをしてください。

なお、平成19年6月まで全額免除・納付猶予が承認され、継続して申請する届け出をされている方は、手続きの必要はありません。

申請手続きは、印鑑と年金手帳をお持ちになって、市民課国保年金担当または、秋山支所および各出張所で行ってください。本人が手続きに來れない場合は、代理の方の免許証・保険証等をお持ち

ください。

※平成18年度分の申請手続きをしていない方が、平成19年7月までに手続きを行い承認されれば、平成18年7月にさかのぼって免除・納付猶予を受けることができます。早めに手続きをしてください。

《保険料の納付等の相談会を行います》

市では、山梨社会保険事務局大月事務所と合同で、国民年金保険料の納付相談会を次のとおり行います。自分の年金状況について相談を希望する等、お気軽にご利用ください。

●日時 6月21日(木)午前10時～午後3時30分

●場所 市役所会議室A(1階市民課隣り)

●問い合わせ 市民課国保年金担当(☎62-3112)
または山梨社会保険事務局大月事務所(☎22-3811)

地域創業助成金制度についてお知らせします

厚生労働省では、地域における雇用創造の取り組みを支援強化するため「地域創業助成金制度」を創設しました。

この制度は新たに事業を創業する者に創業経費および雇入れに係る経費を助成するものです。対象となる事業は国が指定するサービス分野と地域が指定する3分野(情報通信機械器具製造業、電気部品・デバイス製造業、飲食料品小売業)の計12分野です。

●問い合わせ 山梨県雇用促進協会(☎055-222-2112)

回収します!あなたの家の古い電話帳

NTT東日本では、地球環境保護・資源の有効活用のため「古い電話帳から新しい電話帳へ」の考えのもと、古い電話帳のリサイクルを積極的に推進しています。

新しい電話帳を各ご家庭へ6月中にお届けしますので、その際古い電話帳を配達員へお渡しください。ご不在等で古い電話帳を回収できなかったお客様へは、改めて回収にお伺いしますので、左記までご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ タウンページセンター(☎0120-5061309)

上野原市市勢要覧 2007を作成しました



上野原市となって初めての「上野原市市勢要覧」が完成しました。この要覧は、市の情報や統計調査資料など話題が満載です。まだ、届いていない場合は、市役所企画課および市民課に用意してありますのでご利用ください。

●問い合わせ
企画課秘書広報担当(☎62-3118)

広告募集中

募集する広告は、公序良俗に反しないものなど、一定の制限を設けています。広告の募集は、上野原市有料広告掲載要綱に基づいて実施します。

- 掲載料 月額10,000円
- 掲載期間 3か月
- 応募・問い合わせ
企画課秘書広報担当(☎62-3118)

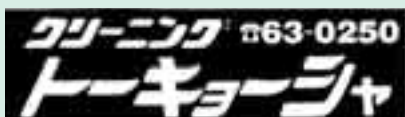
いつでも 必ず昼12時お預かり→夕方5時お渡し!

特典付新規会員さん大募集!

特典その1 クリーニング全品 AM10%OFF PM5%OFF
(但し特殊品、シミ抜き、修理等は除きます)

特典その2 お誕生月の方1回に限り30%OFF (但し特殊品等は除きます)

特典その3 新規ご入会の方クリーニングチケット3,000円分プレゼント



わが家の主役



巖地区 小俣 翔くん（2歳6か月）
瞬くん（4か月）
厚さんと紀子さんの長男・二男
“強くたくましく、かつ、
気のやさしい子に育ってください。”



巖地区 小俣 直央くん（6歳）
怜央くん（3歳5か月）
孝男さんと優子さんの長男・二男
“強く優しい子どもになってください。”

掲載写真募集！掲載したい写真をお持ちのうえ企画課までお越しください。
問い合わせ 企画課秘書広報担当（電話62-3118）

伝言板

富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）
富士吉田市上吉田1-2-5（☎0555-249032）

6月4日は虫歯予防デー

健康な毎日を送るために、
歯の役割は大変重要です。みなさんは、生涯を通じたお口のケアを心がけていますか？

《虫歯の予防》

虫歯は、口の中の細菌がつかると酸と食べかすが原因です。この二つが歯垢をつくり、歯をむしばんでいきます。虫歯を予防するには歯磨きを励行し、食べかすをきれいに落とすことが一番大切です。

また、バランスのよい食事を心がけてよく噛んで食べることも重要なポイントです。

《歯の無料相談》

6月4日～10日は、歯の衛生週間です。これに先立ち、歯科医師会による歯の無料相談所が開設されます。

●日時 6月3日（日）
午後1時～3時

●場所 ダイエー大月店

●内容 歯科検診、相談、
刷牙指導、フッ素塗布等

※みなさんも歯の健康について理解して、予防に努めま

しょう。

「HIV検査・相談」

平成18年のHIV感染者・エイズ患者の新規報告数は、過去最高を記録しています。エイズを発症している事例は、発見時に約3割を占めていました。このことは、早期発見の検査機会を逸していると考えられます。

このため富士・東部保健所では、6月1日～7日の「HIV検査普及週間」にあわせて、平日に行っている検査に加え夜間検査を行います。検査結果は、採血後1時間程度でわかります。

●通常検査

平日午前9時～午後4時

●夜間検査 6月6日（水）
午後5時30分～7時

●料金 無料

●電話予約 検査は匿名ですが予約をお願いします。

●問い合わせ・予約受付 地域保健課（☎0555-249035）

おめでた おくやみ

◎この欄は、市役所市民課に希望があった方のみ掲載しています。
※敬称略 順不同

（一）は、誕生の場合は保護者、
死亡の場合は届出人
Ⅱ4月中届出分Ⅱ

誕生

巖地区
奥山芽衣佳（純一）、石井蓮（真）
大鶴地区
小澤未来（哲也）、岡菜々羽（晋一郎）
上野原地区
横田理彩子（秀和）
秋山地区
関戸瑛菜（栄司）、原田樹奈（篤）

婚姻

甲東地区
富田知治Ⅱ鈴木亜矢子
巖地区
鈴木信之Ⅱ江田英里香
上野原地区
加藤正之Ⅱ中村恵
白鳥弘晶Ⅱ小川瑞紀



今月の一冊

◇『神田川デイス』
豊島ミホ／著 角川書店
上京した大学生たちの息遣いと切実な思いを、リアルに描いた青春グラフィティ。



◇『なかなかないい生き方』
平岩三枝／著 講談社
作家生活50年、老いを感ずる今日この頃。孫のお守りに母の介護。執筆生活の折々の想いをつづったエッセイ集。



新着図書案内

一般書

◇『百年恋人』
新堂冬樹／著 双葉社

◇『超魔球スッポぬけ!』
朱川湊人／著 幻冬舎

◇『エンデの島』
高任和夫／著 光文社

◇『Gボーイズ冬戦争』
石田衣良／著 文藝春秋

◇『明智左馬助の恋』
加藤廣／著 日本経済新聞出版社

◇『小袖日記』
柴田よしき／著 文藝春秋

◇『いっしん虎徹』
山本兼一／著 文藝春秋

◇『黙示の海』
ティム・ボウラー／著 金

◇『ABC DJとびきりの友情について語ろう』
ポプ・グリーン／著 駒沢

◇『おもしろい』
酒井泰介／訳 草思社

◇『ハンバーガーのかわいい話』
エリック・シュローサー、

◇『見ろ目が変わる50の事実』
ジェシカ・ウィリアムズ／著

◇『おもしろい』
酒井泰介／訳 草思社

◇『ハンバーガーのかわいい話』
エリック・シュローサー、

◇『見ろ目が変わる50の事実』
ジェシカ・ウィリアムズ／著

◇『おもしろい』
酒井泰介／訳 草思社

チャールズ・ウィルソン／著 草思社

◇『なぜなぞドラゴン島』
石崎洋司／作 村上勉／絵

講談社

◇『クロニクル 千古の闇3 魂食らい』
ミシエル・ペイヴァー／作

さくまゆみこ／訳 評論社

◇『タヤン、タシルに帰る』
池田あきこ／著 ほるぷ出版

◇『漱石先生の事件簿 猫の巻』
柳広司／作 理論社

◇『絵本 やだ!』
ジェズ・オールバラ／作 徳間書店

◇『あいてて! グリム童話』
フレッド・マルチェリーノ

54／絵 グリム／原作 評論社

◇『たったさんびき だけのいけ』
宇治勲／絵・文 P H P 研究所

◇『七人のふしぎなじいさま』
遠山繁年／絵 水谷章三／文

◇『人食いとらのおんがえし』
長野ヒデ子／絵 松谷みよ子／文

◇『とんでいったりんご』
ふくだとしお／作 学研

図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

○は休館日

☆子ども映画会☆

『じてんしゃにのる ひとまねごさる』

◎日時 6月9日(土)

午前10時～10時30分
午後2時～2時30分

☆おはなし会☆

『ゆうひのしずく』

◎日時 6月16日(土)

午後2時30分～3時30分

☆りんデンドーム 朗読館☆

石田衣良／作

『ウェイトレスの 天才』他

◎日時 6月17日(日)

午後2時～3時30分

◎上野原朗読の会

☆親子文芸講座☆

『小物づくり』

◎日時 6月23日(土)

午後2時～

小島悟 〓 柏木康世
高橋康介 〓 鈴木雅美
秋山地区
杉本佳正 〓 佐藤恵

死

亡

大目地区

一ノ宮松子(富男)、上條璋

(岩雄)、中島辨造(ユリ子)

甲東地区

守屋和吉(米子)、和智文夫

(正美)

巖地区

鈴木あ乃子(謙二)、大神田仁

(誠一)

島田地区

梶原正(正樹)、佐々木吉郎

(公子)

上野原地区

遠藤清之助(政弘)、守屋松枝

(高橋秀樹)、和智秀雄(奈良正

彦)、高橋重春(正巳)、志村美

智子(重雄)、志村幸康(登志江)、

山崎仁(幸春)

桐原地区

関本春子(和男)、秦野静行

(幸男)、岡部初代(久仁男)、

山口義雄(義紀)

西原地区

岡部積野(広明)、宇津木忠正

(源氏)、粕川てつよ(奈良由徳)



カメラアングル

●地域の話題をお寄せください。
企画課秘書広報担当 電話62-3118



●第3回じょいそーらん祭

4月22日、市役所センタープラザを主会場に第3回じょいそーらん祭が開催されました。

この祭りには、県内・近県各地から23チーム約1,000人が集まり、市内5か所できさこいそーらん踊りを披露しました。



●平成19年春の全国交通安全運動

5月11日～20日の10日間にわたり、飲酒運転の根絶、シートベルトなどの着用の徹底を図ることを目的に全国交通安全運動が実施されました。上野原市では、運動初日の11日に出発式を行い、市役所から新町二丁目交差点までパレードを実施しました。



●鶴島土地改良区設立総会

4月21日、島田地区の土地改良区事務所において、鶴島土地改良区設立総会が行われました。

鶴島土地改良区は、鶴島地区の沢入川沿いの有効的な土地利用のため、現状の土地の基盤整備を行い、農地整備等をすることを目的に設立されました。



●第3回太陽のつどい

5月12日、新緑が美しい上野原小学校のグラウンドで、「ふれあい 支えあい とともに生きる！」をテーマに第3回太陽のつどいが行われました。

この日は、障害の有無や世代をこえて交流し、ゲームやアトラクションなどを楽しみました。

人口と世帯	
人口 ●	27,914人 (+33)
男 ●	13,937人 (+20)
女 ●	13,977人 (+13)
世帯 ●	10,038世帯 (+43)
平成19年5月1日現在	
() 内は前月比	

表紙の写真

バレーボール春季大会

ゴールデンウィーク真っ只中の4月29日に、島田中学校を会場に第3回上野原市バレーボール連盟春季大会が開催されました。

大会には、小菅村のチームを含む家庭婦人14チームが参加してリーグ戦で行われ、日頃の練習の成果を発揮し熱戦が繰り広げられました。

最近では、男性女性問わず、運動不足が叫ばれています。市民一人ひとりがスポーツに親しみ、一人1スポーツを目標に運動をしていきたいですね。